

- 1 議案名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部が改正され、学校の設置者が徳島県奨学金貸与条例（平成14年徳島県条例第35号）による奨学金の貸与に関する事務において個人番号を利用することができることとなったことに伴い、所要の整備を行う必要がある。
- 3 関係法令 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成30年徳島県条例第48号）

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について

グローバル・文化教育課

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成30年徳島県条例第48号）により、学校の設置者が徳島県奨学金貸与条例（平成14年徳島県条例第35号）による奨学金の貸与に関する事務において個人番号を利用することができることとなったことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

2 改正概要

徳島県奨学金貸与条例による奨学金の貸与に関する事務において個人番号を利用するために、奨学金の貸与を受けようとする者が知事に提出する書類として、個人番号を記載した書類を提出できることとする。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）

（個人番号及び特定個人情報の利用範囲等）

第二条 法第九条第二項の条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

二 別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務

第三条 次の各号に掲げる学校の設置者は、知事又は教育委員会によるそれぞれ当該各号に定める事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

四 県内の中学校、高等学校、国立の高等専門学校又は専修学校（中学校及び高等学校にあっては、県立のものを除く。） 別表第一の十一の項に掲げる事務

別表第一（第二条、第三条関係）

執行機関	事務
十一 教育委員会	徳島県奨学金貸与条例（平成十四年徳島県条例第三十五号）による奨学金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの

3 施行期日

公布日より施行する。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 教育委員会 グローバル・文化教育課</p>
	<p>担当者名 湯 浅 啓 子</p>
	<p>電話番号 三 一 三 二</p>
<p>制 定 理 由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部が改正されたことに伴い、徳島県奨学金の貸与に関する事務において個人番号を利用するための所要の整備を行う必要がある。</p>	
<p>あ ら ま し 一 奨学金の貸与を受けようとする者が知事に提出する書類として、個人番号を記載した書類を提出できることとした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予 算 上 の 措 置</p>	<p>考 備</p>
<p>関 係 法 規 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例（平成三十年徳島県条例第四十八号）</p>	
<p>法 規 審 議 委 員 会 要 ． <input checked="" type="checkbox"/></p>	

徳島県規則第 号

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県奨学金貸与条例施行規則（平成十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ロを次のように改める。

- ロ 所得証明書（様式第二号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の記載された住民票の写し、同条第七項に規定する個人番号カードの写し又は同法第七条第一項に規定する通知カードの写し（次条第二項第二号において「所得証明書等」という。）

第三条の二第一項第二号を次のように改める。

- 一 所得証明書等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>(貸与の申請手続)</p> <p>第三条 奨学金の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学金貸与申請書（様式第一号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 高等学校等に在学する者（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ 条例第二条第一号及び第二号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>ロ <u>所得証明書（様式第二号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号の記載された住民票の写し、同条第七項に規定する個人番号カードの写し又は同法第七条第一項に規定する通知カードの写し（次条第一項第二号において「所得証明書等」という。）</u></p> <p>ハ 連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（様式第三号）</p> <p>ニ その他知事が必要と認める書類</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(貸与の申請手続)</p> <p>第三条 奨学金の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学金貸与申請書（様式第一号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>一 高等学校等に在学する者（次号に掲げる者を除く。）</p> <p>イ 条例第二条第一号及び第二号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>ロ <u>所得証明書（様式第二号）</u></p> <p>ハ 連帯保証人及び保証人と連署した誓約書（様式第三号）</p> <p>ニ その他知事が必要と認める書類</p> <p>二 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(貸与の事前申請手続等)</p> <p>第三条の二 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に在学し、翌年度に高等学校等へ進学した後に奨学金の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学金貸与事前申請書（様式第四号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出することができる。</p> <p>一 条例第二条第一号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>二 <u>所得証明書等</u></p> <p>三 その他知事が必要と認める書類</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(貸与の事前申請手続等)</p> <p>第三条の二 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に在学し、翌年度に高等学校等へ進学した後に奨学金の貸与を受けようとする者は、知事が定める日までに、奨学金貸与事前申請書（様式第四号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出することができる。</p> <p>一 条例第二条第一号の要件を備えることを証明する書類</p> <p>二 <u>所得証明書</u></p> <p>三 その他知事が必要と認める書類</p> <p>2～5 (略)</p>